第六十四条の二第二項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第七十九条中「輸入食品中央情報管理官」を「港湾衛生評価分析官及び輸入食品中央情報管理官それぞれ」に改める。

第八十四条中「八人」を「九人」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（港湾衛生評価分析官の職務）

第八十六条の二　港湾衛生評価分析官は、次に掲げる事務を処理する。

一　船舶の衛生検査結果の評価及び分析を行うこと。

二　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の侵入、生息及び病原体の保有の状況に関する調査結果の評価及び分析を行うこと。

第九十四条中「七人」を「八人」に改める。

第七百十条の二の二第三号を次のように改める。

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

第七百十条の二の二に次の一号を加える。

九　健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関すること。

第七百十条の二の三第四号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

第七百十条の二の四中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　健康保険料等の納付の猶予等に関すること。

第七百十条の五中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

三　障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

第七百十条の十の見出し中「社会福祉監査官」の下に「、障害福祉サービス業務検査官」を加え、同条第一項第一号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百十条の二の三第四号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

第七百十条の二の四中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　健康保険料等の納付の猶予等に関すること。

第七百十条の五中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

三　障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

第七百十条の十の見出し中「社会福祉監査官」の下に「、障害福祉サービス業務検査官」を加え、同条第一項第一号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百十条の十第一項第二号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百十条の十第一項第三号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人

第七百十条の十第一項第四号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人

第七百十条の十第一項第五号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百十条の十第九項中「第七百十条の五第七号」を「第七百十条の五第九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項及び第八項中「第三号から第六号まで、第八号及び第九号」を「第五号から第八号まで、第十号及び第十一号」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七百十条の五第二号」を「第七百十条の五第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　障害福祉サービス業務検査官は、命を受けて、第七百十条の五第二号及び第三号に掲げる事務を行う。

第七百二十二条の見出し中「及び生活保護監査官」を「、生活保護監査官及び医療扶助適正化推進官」に改め、同条第一項第一号に次のように加える。

ト　医療扶助適正化推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百二十二条第一項第二号及び第三号に次のように加える。

ト　医療扶助適正化推進官一人

第七百二十二条第六項中「及び生活保護監査官」を「並びに生活保護監査官及び医療扶助適正化推進官」に改め、同条に次の一項を加える。

8　医療扶助適正化推進官は、命を受けて、第七百十二条第十九号（医療扶助の適正化に関することに限る。）に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二第一項第二号ハ中「三人」を「四人」に改める。

第七百二十七条の三第一項第一号ロ中「一人（」を「二人（うち一人は、」に改め、同項第二号中「、中国四国厚生局及び九州厚生局」を「及び中国四国厚生局」に改め、同項第三号中「東海北陸厚生局」の下に「及び九州厚生局」を加える。

第七百三十八条中「第四十八号」の下に「、第五十五号（医療扶助の適正化に関することに限る。）」を加える。

第七百四十二条中第三十三号を第三十四号とし、第二十二号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務についての監査及びこれに伴う指導に関すること（医療扶助の適正化に関することに限る。）。

第七百四十六条の二の次に次の一条を加える。

（医療扶助適正化推進官）

第七百四十六条の三　健康福祉課に、医療扶助適正化推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　医療扶助適正化推進官は、命を受けて、第七百四十二条第二十二号に掲げる事務を行う。

別表第四埼玉の款春日部の項管轄区域の欄中「南埼玉郡」を「白岡市、南埼玉郡」に改め、同表東京の款三鷹の項位置の欄中「三鷹市」を「武蔵野市」に改め、同表神奈川の款横浜西の項位置の欄中「横浜市栄区」を「横浜市保土ヶ谷区」に改め、同表静岡の款静岡の項管轄区域の欄中「、富士市のうち北松野、中野台、南松野、木島、岩淵、中之郷」を削り、同款富士の項管轄区域の欄中「（静岡労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削る。